

作成日 令和8年5月19日

令和8年度 施行

SNS運用代行業務委託

(魅力創造課魅力発信係)

公示用

SNS運用代行業務委託

| 項 目 | 単 価 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 運用費用 | | 20 | 本 | | |
| 取材撮影費用 | | 2 | 回 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小 計 | | | | | |
| 再 計 | | | | | |
| 消 費 税 10 % | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

SNS 運用代行業務委託 仕様書

1 業務委託名称

SNS 運用代行業務委託

2 目的

芽室町公式 SNS を活用し、町の特産品等の魅力的な情報発信を行い、SNS のフォロワー数増、芽室町の認知度向上、特産品の普及拡大に繋げる

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受託者は、業務実施状況の報告として、業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に対して報告すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ委託者に書面により報告し、承認を得ること。
- (6) 本仕様に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務の内容

(1) SNS で投稿する動画内容の企画・動画編集・投稿

町公式 SNS で投稿する 1 本 1 分程度の動画 20 本について、内容の企画検討、取材、動画編集、投稿を行う。投稿は、芽室町公式 Instagram にて行う。

(2) その他

その他、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。

6 成果品

成果品は、次のものを提出すること。

- (1)業務完了報告書
- (2)町公式 SNS で活用可能な動画造成結果報告書

7 注意事項

- (1)受託者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2)成果品の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属するものとする。
- (3)本業務により得られた成果品、資料や情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- (4)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。